



熊本県公報

第 1 2 6 3 7 号

平成 29 年 7 月 11 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項の規定に基づく医師の指定 (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の更新 (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定 (") 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更の届出 (") 3
- 道路の区域変更 (道路保全課) 3
- 道路の区域変更 (") 3
- 道路の区域変更 (") 3
- 道路の供用開始 (") 4
- 道路の供用開始 (") 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (") 5
- 農用地利用配分計画の認可申請 (農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請 (") 6
- 掲載依頼
- 裁決手続開始決定 (収用委員会) 7

告 示

熊本県告示第 6 6 6 号

身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)第 1 5 条第 1 項の規定により身体障害者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則(平成 7 年熊本県規則第 1 6 号)第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
外科	竹本 隆博	山都町包括医療センターそよう病院 上益城郡山都町滝上 4 7 6 番地 2	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
消化器内科	福林 光太郎	公立玉名中央病院 玉名市中 1 9 5 0 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
内科	高嶋 英夫	八代ハートクリニック 八代市錦町 1 0 番地 1	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
神経内科	平原 智雄	社会医療法人黎明会宇城総合病院 宇城市松橋町久具 6 9 1 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
外科	阿部 道雄	国保水俣市立総合医療センター 水俣市天神町 1 丁目 2 番 1 号	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
腎臓内科	渡辺 麻耶	医療法人厚生会うきクリニック 宇城市松橋町きらら 1 丁目 6 - 1	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
内科	櫻田 郁	独立行政法人国立病院機構熊本再春 荘病院 合志市須屋 2 6 5 9 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日

循環器内科	田中 朋子	八代北部地域医療センター 八代郡氷川町今 1 5 1 番地 1	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
内科	合志 和人	医療法人社団大徳会大阿蘇病院 阿蘇市一の宮町宮地 5 8 3 3 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
眼科	越山 健	佐藤眼科・内科 荒尾市荒尾 4 1 6 0 番地 2 7 0	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
内科	本田 秀和	一般社団法人玉名郡市医師会立玉名 地域保健医療センター 玉名市玉名 2 1 7 2 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
外科	村野 武志	一般社団法人玉名郡市医師会立玉名 地域保健医療センター 玉名市玉名 2 1 7 2 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
外科	佐藤 彰洋	一般社団法人玉名郡市医師会立玉名 地域保健医療センター 玉名市玉名 2 1 7 2 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
外科	清水 健次	一般社団法人玉名郡市医師会立玉名 地域保健医療センター 玉名市玉名 2 1 7 2 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日
内科	梨本 佑子	医療法人潤心会熊本セントラル病院 菊池郡大津町大字室 9 5 5 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日

熊本県告示第 6 6 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
山鹿市民医療センター 山鹿市山鹿 5 1 1 番地	平成 2 9 年 6 月 1 日
やちわ調剤薬局 八代市田中町 1 9 番地 9	平成 2 9 年 6 月 1 日
長洲金魚薬局 玉名郡長洲町大字清源寺 2 7 9 3 番地 1	平成 2 9 年 6 月 1 日

熊本県告示第 6 6 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
熊本調剤薬局高森店 阿蘇郡高森町大字高森 2 1 8 6 番地 1	平成 2 9 年 6 月 1 日
東洋調剤薬局氷川店 八代郡氷川町鹿島 7 7 6 番地 3	平成 2 9 年 6 月 1 日
有限会社調剤薬局ケンコー堂シティモール前店 荒尾市荒尾 4 1 6 0 番地 2 6 7	平成 2 9 年 6 月 1 日
株式会社 V E N U S 山鹿いちご薬局 山鹿市大橋通 1 2 0 7 番地	平成 2 9 年 6 月 1 日
えいせい堂薬局 山鹿市山鹿 3 4 3 番地 4	平成 2 9 年 6 月 1 日

訪問看護ステーションひとつなぎ 八代市千丁町新牟田 1 4 0 2 番地 3	平成 2 9 年 6 月 1 日
---	------------------

熊本県告示第 6 6 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
平和薬局センター店	医療機関の名称	薬局平和調剤センター	平和薬局センター店	平成 2 9 年 7 月 1 日
平和薬局古賀町店	医療機関の名称	薬局平和調剤古賀町店	平和薬局古賀町店	平成 2 9 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 7 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 1 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字簞瀬字家川内 1 5 7 番 2 地先から 同所	前	11.8 ～ 14.7	179.9	仮設道路の設置
			後	13.2 ～ 22.1		
		1 5 7 番 2 地先まで			179.9	

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県告示第 6 7 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 1 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦字白岩 3 3 9 9 番 5 地先から 同所	前	6.2 ～ 7.1	17.7	災害復旧
			後	6.2 ～ 15.2		
		3 3 9 9 番 5 地先まで			17.7	

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県告示第 6 7 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 7 月 1 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。
平成29年7月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土不知 火線	宇土市網引町字深迫 2068番2地先から 同所 2068番2地先まで	前	17.8 ～ 22.8	26.0	災害復 旧
			後	17.8 ～ 32.8		

2 区域を変更する期日 平成29年7月11日

熊本県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年7月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇 線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字中野 4777番4地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字井手ノ 上 5163番1地先まで	117.6	単道改

2 供用を開始する期日 平成29年7月11日

熊本県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年7月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年7月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇 線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字小日野 5435番地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字橋場 5395番1地先まで	268.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成29年7月11日

公 告

熊本県公告第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年7月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市須屋字荒仕子道1556番1
1, 819.18平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋 3 9 5 番地 1
杉本 利治

熊本県公告第 3 9 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字小池字椎木迫 3 1 0 7 番、同 3 1 0 8 番 2
3 6 8 . 6 9 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区龍田二丁目 2 7 番 4 9 号
川邊 正利

熊本県公告第 3 9 7 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 7 月 1 1 日から同月 2 4 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
葭村 達郎	熊本市西区小島下町	熊本市西区小島下町字由理込 1 3 4 1 番 〔一時利用地 熊本市西区小島下町字由理込 1 1 8 番 3〕
村上 勉	熊本市西区河内町野出	熊本市西区河内町野出字古藪 1 4 8 9 番 ほか 1 筆
柳沢 勇	熊本市中央区八王寺町	熊本市西区河内町野出字古人藪 1 6 7 6 番ほか 1 筆
N P O 法人熊本福祉会	熊本市西区田崎	熊本市南区内田町字南通 3 5 6 4 番 2
井上 邦広	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字戸崎 1 7 5 8 番ほか 9 筆
満田 正広	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字浦田南三番割 3 4 6 2 番 1 ほか 5 筆
前田 隆成	熊本市南区海路口町	熊本市南区海路口町字浦田南一番割 3 3 0 8 番 1 ほか 1 筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字南櫻町 5 3 0 番 1 ほか 4 筆
農事組合法人加勢川アグリネット	熊本市南区元三町	熊本市南区元三町字源海 8 3 9 番ほか 2 9 筆
辻 弘幸	熊本市南区富合町榎津	熊本市南区城南町赤見字江崎 4 5 8 番 2 ほか 1 筆
牧 平	熊本市南区富合町榎津	熊本市南区富合町榎津字戸板町 1 1 7 番 1 ほか 1 筆
手柴 一郎	熊本市南区富合町平原	熊本市南区富合町榎津字戸板町 7 0 番
木村 孝則	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字東中郷 1 1 0 6 番ほか 1 筆 〔一時利用地 阿蘇郡南阿蘇村大字両併字西中郷 5 9 番〕

大津 年行	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字西中郷 3 5 7 番ほか 2 筆 〔一時利用地 阿蘇郡南阿蘇村大字両併字西中郷 5 7 番 ほか 1 筆〕
山室 博昭	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字西岩井 3 0 9 番ほか 4 筆 〔一時利用地 阿蘇郡南阿蘇村大字両併字西岩井 3 6 番〕
上村 正通	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田乙字耳取 1 5 0 0 番 1

2 申請年月日
平成 2 9 年 6 月 2 3 日

熊本県公告第 3 9 8 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 7 月 1 1 日から同月 2 4 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字下仲間字下居屋敷 1 2 6 9 番ほか 6 筆
西岡 敏春	上益城郡嘉島町上六嘉	上益城郡嘉島町大字上六嘉字今町 1 8 1 5 番
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字蔵園 2 6 3 4 番ほか 6 筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字神部 8 7 6 番 2 ほか 2 筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字鶴 1 1 6 7 番 1 ほか 2 0 筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字五反田 2 4 5 3 番
西村 浩	上益城郡甲佐町麻生原	上益城郡甲佐町大字津志田字上川原 2 5 番
農事組合法人アグリたぐち	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字上松 2 5 5 6 番ほか 2 筆
白石 義行	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字横田字丸山 6 8 8 番ほか 5 筆
田上 安幸	上益城郡甲佐町横田	上益城郡甲佐町大字大町字池田 6 6 5 番ほか 4 筆
藤原 小百合	上益城郡山都町須原	上益城郡山都町木原谷字深久保 7 1 番 2 ほか 3 筆
農事組合法人たおの	上益城郡山都町田小野	上益城郡山都町田小野字長藪 2 0 8 8 番ほか 1 9 筆
農事組合法人たおの	上益城郡山都町田小野	上益城郡山都町田小野字鹿生野 1 1 番ほか 1 9 8 筆
那須 重実	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字狐口 2 7 0 4 番ほか 4 筆
農事組合法人多良	球磨郡多良木町多良	球磨郡多良木町大字多良木字牛島 2 4 7

木のびる	木	1 番 1 ほか 3 筆
株式会社のどか	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字黒肥地字久保杉 4 0 3 9 番ほか 2 1 筆

2 申請年月日
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

登載依頼

熊本県収用委員会公告第 9 号

土地収用法（昭和 2 6 年法律第 2 1 9 号）第 4 5 条の 2 の規定により、次のとおり裁決
手続の開始を決定した。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市中央区渡鹿五丁目地内から同
市中央区渡鹿六丁目地内まで、右岸：熊本県熊本市中央区黒髪二丁目地内から同市
中央区黒髪六丁目地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県熊本市中央区黒髪五丁目地内

地 番	地 目		全体の面積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
639 番	宅地	宅地	608.00	848.46	767.47
640 番	宅地	宅地	764.50	841.75	692.17
合 計			1,372.50	1,690.21	1,459.64

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県熊本市中央区黒髪五丁目地内

地 番	地 目		全体の面積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
639 番	宅地	宅地	608.00	848.46	12.04
640 番	宅地	宅地	764.50	841.75	16.14
合 計			1,372.50	1,690.21	28.18

- 4 土地所有者の氏名及び住所
 - (1) 土地の所在：熊本県熊本市中央区黒髪五丁目 6 3 9 番
 - ア 北島賢二（持分 1 0 0 分の 5 8）
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 3 番 4 号
 - イ 北島愼二（持分 1 0 0 分の 4 2）
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 3 番 2 号
 - (2) 土地の所在：熊本県熊本市中央区黒髪五丁目 6 4 0 番
北島賢二
熊本県熊本市中央区黒髪 5 丁目 3 番 4 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 - (1) 土地の所在：熊本県熊本市中央区黒髪五丁目 6 3 9 番
 - ア 西日本電信電話株式会社
上記代表者 代表取締役 村尾和俊
大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号
土地賃借権及び土地使用借権
 - イ 九州電力株式会社
上記代表者 代表取締役 瓜生道明
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号

- 土地 使用借権
- ウ 株式会社ジェイコム九州
上記代表者 代表取締役 徳田瑞穂
福岡県福岡市中央区那の津三丁目 1 3 番 1 0 号
- 土地 使用借権
- (2) 土地の所在：熊本県熊本市中央区黒髪五丁目 6 4 0 番
- ア 西日本電信電話株式会社
上記代表者 代表取締役 村尾和俊
大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号
- 土地 使用借権
- イ 九州電力株式会社
上記代表者 代表取締役 瓜生道明
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 8 2 号
- 土地 使用借権
- ウ 株式会社ジェイコム九州
上記代表者 代表取締役 徳田瑞穂
福岡県福岡市中央区那の津三丁目 1 3 番 1 0 号
- 土地 使用借権
- 6 裁決 手続の開始を決定した年月日
平成 2 9 年 6 月 2 7 日